

(第一部分)

第一百五十回 參議院總務委員會會議錄

平成十二年十一月三十日(木曜日)
午前十時六分開会

委員の異動
十一月十六日

十一月十七日
木庭健太郎君
高野 博師君
補欠選任

高野 博師君
木庭健太郎君
十一月二十四日

風間 桂君
木庭健太郎君
白浜 一良君
綱 訓弘君

辭任
仲道
高鳴
白兵
一良君
良充君
俊哉君
風間
和田
吉夫君
洋子君
史君

日清一見君
周間利君
木庭健太郎君
市田忠義君
訓弘君
吉川春子君

吉夫君
仲道
俊哉君
健二君

和田 洋子君
市田 忠義君
高嶋 良充君
吉川 春子君

管川 健二君 石田 美栄君 辞任 補欠選任

出席者は左のとおり。

理事 委員長 岡崎トミ子君

大野つや子君

- 委員
長峯 森田 仲道 俊哉君
基君 次夫君 次景子君

千葉 森田 長峯 仲道
公成君 義彦君 上野 石井
爽君 海老原 中原 道子君
吉宏君 西田 石田 小山 輿石
美栄君 石田 峰男君 東君 高嶋 良充君
峰男君 小山 輿石 東君 高嶋 良充君
東君 高橋 風間 複君 木庭健太郎君 阿部 幸代君
春子君 吉川 阿部 幸代君 春子君 令則君
泰子君 竹村 高橋 風間 複君 木庭健太郎君 阿部 幸代君
昭次君 本岡 江田 五月君 泰子君 令則君
祐幸君 石田 竹村 本岡 江田 五月君 泰子君
常任委員会専門員 発議者 発議者 発議者
事務局側

委員以外の議員

本日の会議に付した案件

 - 理事補欠選任の件
 - 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(本岡昭次君外五名発議)の早期制定に関する請願(第一号外一件)
 - 青少年社会環境対策基本法(仮称)の早期制定に関する請願(第一号外一件)
 - 国民本位の行政体制充実等に関する請願(第一一
 - 従軍慰安婦に対する公的謝罪及び被害者補償法の制定に関する請願(第二二六号)
 - 国立試験研究機関の独立行政法人化に際しての研究労働条件の維持・向上に関する請願(第六号外三〇件)
 - 建設省における男女共同参画社会形成に関する請願(第一〇三五号外一三件)
 - 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願(第一二〇六号外一八件)
 - 防衛庁を省に昇格させることに関する請願(第一二二七号)
 - 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施に関する請願(第一一四五号外一件)
 - 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願(第一三三三二号外一四件)
 - 継続調査要求に関する件
 - 委員派遣に関する件

○委員長(岡崎トミ子君)　ただいまから総務委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡崎トミ子君)　御異議ないと認めます。それでは、理事に仲道俊哉さんを指名いたします。

○委員長(岡崎トミ子君) 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案を議題といたしました。発議者から趣旨説明を聽取いたします。発議者

○本岡昭次君 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案趣旨説明を今から朗読いたします。

ただいま議題となりました戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げま

今次の大戦後既に半世紀を超え、「二十一世紀も目前となりました。しかしながら、我が國が過去、侵略行為や植民地支配により多大の苦しみを与えられたアジア近隣諸国において、これらの地域の人々が我が国に抱いている不信感や不安感は依然として根強いものがあります。その原因の一つに慰安婦問題があります。いわゆる慰安婦は、今次の大戦において、日本の軍や官憲などの甘言、強圧等

により本人の意思に反して集められ、日本軍の慰安所等で将兵に性奴隸的苦役を強要され、女性の名譽と尊厳が深く傷つけられた未成年を含むアジア等の女性たちのことです。

戦後、慰安婦が社会的な問題として意識されるようになつたのは、一九九〇年六月の参議院予算委員会において、その実態の調査を政府に迫つたことに始まります。当初、政府は、民間の業者に

よるものであり、国は関与していないので実態を調査することは不可能との立場でしたが、これは韓国などの被害者の強い反発を招きました。その後、政府は調査を行い、一九九三年八月、初めて慰安婦問題への軍の関与を認め、おわびと反省の気持ちをあらわしました。しかし、被害者に対する

○委員長(岡崎トミ子君)　ただいまから総務委員会を開かいいたします。
理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

本日の会議に付した案件
理事欠選任の件

（仮称）の早期制定
に関する請願（第一号外一件）
（国民本位の行政体制充実等に関する請願（第一
八号）

リビン、オランダ、中国二件、台湾。内四件が地裁で判断。最初の判断が一九九八年四月に山口地裁下関支部で出され、慰安婦制度は当時の国際条約に違反する疑いが濃く、二十世紀半ばの文明水準に照らしても極めて反人道的かつ醜悪な行為であり、日本国憲法の根本原理を侵す根源的人権問題であると認定しています。判断は、特別の賠償立法を早期にすべきであった国と国会の立法不作為を指摘し、早急な立法を求める厳しい内容でした。その後の判断も、個人請求権は認めていませんが、被害事実を認定する傾向にあります。被害事実を国も裁判所も認めておきながら、加害国政府が何もしないというわけにはいきません。本年五月には、米国のワシントン地裁に韓国、中国、台湾、フィリピンの被害者十五人が日本政府を相手取つて訴訟を起こしています。

また、この問題を早急に解決せよという声は各国でも高まっています。韓国政府は、一九九八年四月に女性のためのアジア平和国民基金の償い金を拒否する元慰安婦被害者に対し一人当たり約二百万円を先行支給し、日本政府に謝罪と国家補償を求める立場を繰り返し表明しています。

昨年三月、フィリピン議会下院の市民的・政治的権利及び人権に関する委員会で、第二次大戦中の性的奴隸または慰安婦の女性被害者の正義の要求を満たすための戦後補償法案の制定を求める国際的な声を支持する決議が採択されています。八月には米国カリフォルニア州議会上下院で、慰安婦を含む日本軍による戦争犯罪の被害者に対する明確な謝罪と賠償を行うことを求めた決議が採択されています。本年一月十二日には、香港の議会において全会一致で日本政府が

に慰安婦を含む被害者への公式謝罪と賠償を求める決議が採択されています。五月には、台湾の立法委員百五十八名による立法による慰安婦問題の早期解決を求める署名も参議院議長に提出されています。

慰安婦問題では、一九九〇年以来多くの議員が本会議や委員会で質問し、一九九六年六月には参議院に戦時性的強制被害者問題調査会設置法案が超党派の議員立法として提出されました。審議未了で廃案になっています。

日本が引き起こした戦争の被害者が多数生きて苦しんでおられ、被害者個人との補償問題が完全かつ最終的に決着していないことは明らかであります。

日本国憲法前文は、「われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う。」と、我が國の進路を示しています。この憲法の理念を踏まえ、アジアに生きる日本国民のために、慰安婦問題を早急に解決する必要があるとの考え方により、このたび本法律案を提出した次第であります。

本法律案は、今日、女性のためのアジア平和国民基金の事業をもつて責任を果たしているとするのではなく、問題解決のためには国の責任において措置を講ずることが不可欠であるとの認識のもとに、慰安婦問題の解決に対する我が国姿勢を明らかにするとともに、その解決のための基本的な枠組み及び道筋について規定するものであります。なお、具体的な措置につきましては、関係国との協議を経て決定し、実施することとなつておられます。

次に、本法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律は、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与のものと、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事實を踏ま

え、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名譽等の回復に資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となつてゐることにかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図り、もつて関係諸国民と我が国民との信頼関係の醸成及び我が国との国際社会における名譽ある地位の保持に資することを目的としております。

なお、慰安婦という言葉は、被害者が受けた被害の実態を反映していないので、本法律案におきましては、これにかわるものとして戦時性的強制被害者という言葉を用いることとしております。

第二に、政府は、できるだけ速やかに、かつ確実に、戦時における性的強制により戦時性的強制被害者の尊厳と名譽が害された事実について謝罪の意を表し及びその名譽等の回復に資するための意を公表しなければならないこととしております。

第三に、政府は、戦時性的強制被害者問題の解決の促進を図るための施策に関する基本方針を定めなければならぬこととしております。また、政府は、基本方針を定め、または変更したときは、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこととしております。

第四に、政府は、第二の措置を講ずるに当たつては、条約等との関係に留意しつゝ、関係国の政府等と協議等を行い、その理解と協力のもとにこの理解を得るよう努めるものとするとともに、国民に行うよう配慮するものとするとともに、国民の措置その他の措置を講ずるものとすることとしております。

第五に、政府は、戦時性的強制被害者問題の解決の促進を図るため、必要な財政上または法制上あります。また、政府は、第二の措置を実施するに当たつては、戦時性的強制被害者の意向に留意するとともに、その人権に十分に配慮しなければならないこととしております。

第六に、政府は、毎年、国会に、戦時性的強制

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 愛知県宝飯郡小坂井町伊奈縫殿六〇ノ六 平松希和子 外百九十九名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一〇八二号 平成十二年十一月十三日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 岐阜県海津郡南濃町山崎六〇八ノ三〇 河合良子 外百九十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一〇八三号 平成十二年十一月十三日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 岐阜県海津郡海津町秋江二、二三 四 神野光子 外百九十九名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一〇八四号 平成十二年十一月十三日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 愛知県刈谷市東境町京和二二ノ一

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一〇八五号 平成十二年十一月十三日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 名古屋市名東区小井堀町七〇一

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一〇八六号 平成十二年十一月十三日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 愛知県宝飯郡一宮町大字西原字岡ノ上一〇 後藤伸也 外百九十九名

紹介議員 大渕 紗子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一〇八七号 平成十二年十一月十三日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 長野県飯田市羽場仲畑一、〇三四

ノ一二 梶由美子 外百九十九名

紹介議員 石田 美栄君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一一四七号 平成十二年十一月十四日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 岐阜県多治見市音羽町二ノ六三ノ一

紹介議員 日下部禧代子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一一四八号 平成十二年十一月十四日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 愛知県刈谷市東境町京和二二ノ一

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一一四九号 平成十二年十一月十五日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡大野町上磯五一二

紹介議員 加納啓司 外二百二十名

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一一二〇六号 平成十二年十一月十六日受理

慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願

請願者 愛知県豊田市聖心町四ノ四四ノ一

紹介議員 高橋紀世子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一一二〇七号 平成十二年十一月十六日受理

慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願

請願者 児玉昌子 外八十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二〇六号と同じである。

第一一二〇八号 平成十二年十一月十六日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 三重県津市河辺町三、〇一二ノ二

紹介議員 植中淳郎 外百九十九名

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一一二〇九号 平成十二年十一月十六日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡大野町上磯五一二

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一一二一〇号 平成十二年十一月十六日受理

慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願

請願者 大阪府吹田市古江台二ノ三ノ三

紹介議員 長澤綾子 外二十九名

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一一二一〇六号 平成十二年十一月十六日受理

慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願

請願者 三重県津市島崎町三一五 小倉武

紹介議員 阿部 幸代君

牲者は重大な人権侵害を受けた。しかし、戦後から五十年以上経過してもこれらの問題はいまだに解決されていない。したがって、これを反省し、「従軍慰安婦」及び強姦の犠牲者に対し早急に謝罪及び賠償を行うため、国会が率先して立法化を進めるよう求めます。

ついては次の事項について実現を図られたい。

一、第二次世界大戦下において日本軍による性的被害を受けたアジア諸国の女性に対する謝罪及び賠償を行うための法律を制定すること。

二、慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願

請願者 愛知県豊田市聖心町四ノ四四ノ一

紹介議員 高橋紀世子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一一二一〇八号 平成十二年十一月十六日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 三重県津市河辺町三、〇一二ノ二

紹介議員 植中淳郎 外百九十九名

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一一二一〇九号 平成十二年十一月十六日受理

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡大野町上磯五一二

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一一二一一〇号 平成十二年十一月十六日受理

慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願

請願者 三重県津市島崎町三一五 小倉武

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一一二一一〇六号 平成十二年十一月十六日受理

慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願

請願者 三重県津市島崎町三一五 小倉武

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

する組織を国家行政の基本的事務を分担する「省」として位置付けている。しかし、我が国においては、平成十三年からの中省再編に向けて整理統合が進められているが、防衛省のみが再編後も引き続き大臣官邸として残ることになつていて。国際情勢が不安定なかつて特に我が國周辺の情勢は不確実かつ不透明であり、國家の危機管理の在り方に関する国民の関心は高まつていて。一方で、阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件等の災害派遣における自衛隊の活躍は、国民の生命及び財産を守るという自衛隊の存在を公共の財産として国民に強く認識させている。また、自衛隊のPKO活動や国際緊急援助活動等は諸外国からも高く評価されており、世界平和に重要な役割を果たしている。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、平成十三年の中央省再編に合わせ、防衛省を「省」に昇格させること。

第一二三九号 平成十二年十一月十六日受理
建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 三重県亀山市川崎町四、六五〇ノ四

紹介議員 岡田和子 外七百九十九名

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一二三八号 平成十二年十一月十六日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 鹿児島県指宿市東方三九七ノ五
紹介議員 福島 瑞穂君
大牟禮伸英 外九十二名

この請願の趣旨は、第一二二一号と同じである。

第一二四一号 平成十二年十一月十六日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 德島市住吉一ノ四ノ四ノ一〇四
紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第一二二一号と同じである。

第一二四五号 平成十二年十一月十七日受理
〔参議院〕

紹介議員 美馬典文 外九十四名

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

紹介議員 沢 たまき君

従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区播磨町一ノ一五ノ二
二 熊藤仁 外五百十三名

紹介議員 本岡 昭次君

戦時中、旧日本陸海軍が関与したとされる従軍慰安婦制度は女性の人権を蹂躪・侵害したものにはかならない。今日、元「従軍慰安婦」被害者が自らの尊厳を取り戻すため、政府に対し真相究明や補償などを求めている。しかし、政府は関与した事実こそ認めたものの、謝罪はしておらず、補償についても条約で決着済みとの態度を変えないばかりか、国民からの募金などによる「女性のためのアジア平和国民基金」から「償い金」を支払うことで対応しようとしている。しかし、多くの被害者からは受取を拒否され、韓国や台湾政府からは「償い金」支給事業の中止を求められている。国際機関からも政府が責任を認めた上ででの補償ではないとして厳しい批判及び勧告を受けており、政府の姿勢が国際的には通用しないことは明白である。また、平成十年には山口地裁下関支部において「従軍慰安婦」問題について国会の責任を問う判決が出されており、政府は早急に元「従軍慰安婦」被害者に対して謝罪及び補償を行すべきである。

請願者 大阪市阿倍野区播磨町一ノ一五ノ二
三 熊藤仁 外五百十三名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

請願者 大阪市阿倍野区播磨町一ノ一五ノ二
四 岡田和子 外七百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

請願者 三重県亀山市川崎町四、六五〇ノ四

紹介議員 岡田和子 外七百九十九名

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

請願者 三重県亀山市川崎町四、六五〇ノ四

紹介議員 岡田和子 外七百九十九名

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市稻生塙屋三ノ八ノ七
外二百九十九名

紹介議員 沢 たまき君

建設省における男女共同参画社会形成に関する請願

請願者 東京都日暮里区東山二ノ一二ノ一三
ノ四〇三 新谷国彦 外百七十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

請願者 岐阜県本巣郡糸貫町長屋一、四〇
四ノ四〇 久野冷子 外百九十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

請願者 東京都葛飾区堀切三ノ三五ノ一八
ノ一〇三 高田英子 外百十八名

紹介議員 高橋紀世子君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

請願者 野田美智子 外九十五名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

請願者 東京都墨田区錦糸一ノ二ノ六ノ三
〇六 鈴木照夫 外八十九名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

請願者 東京都墨田区錦糸一ノ二ノ六ノ三
一 良子 外九十一名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

請願者 千葉県流山市十太夫一・九五
外九十七名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

請願者 平成十二年十一月十七日受理
〔参議院〕

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

請願者 三重野菜子君
外九十七名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

請願者 三重野菜子君
外九十七名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

請願者 三重野菜子君
外九十七名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第二二五四号 平成十二年十一月十七日受理
〔参議院〕

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 東京都日暮里区東山二ノ一二ノ一三
ノ四〇三 新谷国彦 外百七十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

請願者 東京都墨田区錦糸一ノ二ノ六ノ三
一 大渕絹子君

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

請願者 東京都墨田区錦糸一ノ二ノ六ノ三
一 佐藤邦子君

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一二二二号 平成十二年十一月十七日受理
〔参議院〕

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

紹介議員 小宮山洋子君
名 この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一三二一號 平成十二年十一月十七日受理
慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立
法措置に関する請願

請願者 石川県金沢市松村二ノ四二五ノ五

室谷琴美 外八十九名

紹介議員

小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第一二〇六号と同じである。

第一三二二號 平成十二年十一月十七日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた
めの法律の早期制定に関する請願

請願者 東京都東大和市立野三ノ一、二九

三ノ五〇ノ七一三 伊藤恭一 外

紹介議員

小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一三二三號 平成十二年十一月十七日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた
めの法律の早期制定に関する請願

請願者 札幌市北区新川四条一八ノ一ノ一

五 渡辺謙子 外九十九名

紹介議員

糸井 満治君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

十一月二十七日本委員会に左の案件が付託され
た。
一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関
する法律案(本岡昭次君外五名発議)
二、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関
する法律案

(目的)

第一条 この法律は、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名譽が著しく害された事実を踏まえ、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名譽等の回復に資するための措置を我が国のおいて講ずることが緊要な課題となつてゐることにかんがみ、これに對処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図り、もつて関係諸国民と我が国民との信頼関係の醸成及び我が国のおき社会における名譽ある地位の保持に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「戦時における性的強制」とは、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の直接又は間接の関与の下に、その意に反して集められた女性に対して行われた組織的かつ継続的な性的な行為の強制をいう。

第三条 この法律において「戦時性的強制被害者」とは、戦時における性的強制により被害を受けた女性であつて、旧戸籍法(大正三年法律第二十号)の規定による本籍を有していた者以外の者であつたものをいう。

(名譽回復等のための措置)

第四条 政府は、できるだけ速やかに、かつ、確実に、戦時における性的強制により戦時性的強制被害者の尊厳と名譽が害された事実について謝罪の意を表し及びその名譽等の回復に資するために必要な措置を講ずるものとする。

第五条 前項の措置には、戦時性的強制被害者に対する金銭の支給を含むものとする。

(基本方針)

第六条 政府は、第二条に規定する措置を実施するに当たつては、戦時性的強制被害者の意向に留意するとともに、その人権に十分に配慮しなければならない。

第七条 政府は、第四条第二項第三号の調査を実施するに当たつては、戦時性的強制被害者その他の関係人の名譽を害しないよう配慮しなければならない。

(国民の理解)

第八条 政府は、第三条に規定する措置を講ずるに当たつては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 政府は、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るために施設に関する基本方針

針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第二条 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 前条に規定する措置の内容及びその実施の方法等に関する事項

二 前条に規定する措置を講ずるに当たつて必要となる関係国の政府等との協議等に関する事項

三 いまだ判明していない戦時における性的強制及びそれによる被害の実態の調査に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進に關し必要な事項

五 政府は、基本方針を定め、又は変更したときは、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

(関係国との関係に関する配慮)

第六条 政府は、第三条に規定する措置を講ずるに当たつては、我が国が締結した条約その他の国際約束との関係に留意しつつ、関係国との政府等と協議等を行い、その理解と協力の下に、これを行つよう特に配慮するものとする。

(戦時性的強制被害者の人権等への配慮)

第七条 政府は、第二条に規定する措置を実施するに当たつては、戦時性的強制被害者の意向に留意するとともに、その人権に十分に配慮しなければならない。

(会議の組織)

第八条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

第九条 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

第十条 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第十一条 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

第十二条 前二条に規定するもののほか、会議の組織及び運営その他の会議に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第十四条 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

第十五条 委員は、内閣総理大臣が任命する。

第十六条 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

第十七条 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

第十八条 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

第十九条 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

第二十条 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

第二十一条 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

第二十二条 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

の解決の促進を図るため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(国会に対する報告等)

第九条 政府は、毎年、国会に、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進に関する調査により判明した事実について報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(戦時性的強制被害者問題解決促進会議)

第十条 総理府に、特別の機関として、戦時性的強制被害者問題解決促進会議(以下「会議」という。)を置く。

二 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案を作成すること。

二 戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進に関する重要な事項について審議し、及びそれに関する施策の実施を推進すること。

四 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

五 委員は、内閣総理大臣をもつて充てる。

六 委員は、内閣総理大臣が任命する。

七 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

八 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

九 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

十 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

十一 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

十二 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

十三 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

十四 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

十五 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

十六 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

十七 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

十八 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

十九 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

二十 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

二十一 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

二十二 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

二十三 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

二十四 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

二十五 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

二十六 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

二十七 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

二十八 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

二十九 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

三十 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

三十一 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

三十二 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

三十三 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

三十四 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

三十五 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

三十六 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

三十七 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

三十八 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

三十九 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

四十 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

四十一 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

四十二 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

四十三 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

四十四 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

四十五 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

四十六 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

四十七 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

四十八 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

四十九 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

五十 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

五十一 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

五十二 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

五十三 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

五十四 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

五十五 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

五十六 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

五十七 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

五十八 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

五十九 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーー 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

六十ーーーーーー

第一三三五号	平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	紹介議員 笠井 亮君 十四名	ノ六〇三 渡部さつき 外五百八 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。
請願者 長野県上伊那郡辰野町伊那富七、三四〇 古田久美子 外五百八十 紹介議員 市田 忠義君 四名	この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。	第一三三〇号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	紹介議員 笠井 亮君 十四名
第一三三六号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 大阪府羽曳野市誉田二ノ五ノ二六 紹介議員 岩佐 恵美君 三〇七 票原耕平 外五百八十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。	第一三三二号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	紹介議員 小池 晃君 一四二 池上博子 外五百八十四 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。
第一三三七号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 東京都北区浮間二ノ一六ノ一一 紹介議員 緒方 靖夫君 三〇七 票原耕平 外五百八十四 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。	第一三三三号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	紹介議員 小泉 親司君 百八十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。
第一三三八号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 和歌山市神前二六六ノ一〇 溝畑 紹介議員 大沢 辰美君 由加 外五百八十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。	第一三三九号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	紹介議員 笠井 亮君 十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。
第一三三九号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 群馬県佐波郡赤堀町西久保一、三七〇六 神戸寿子 外五百八十 紹介議員 立木 洋君 四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。	第一三三〇号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	紹介議員 笠井 亮君 十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。
第一三三五号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 大阪市西区川口四ノ八ノ五 万野 紹介議員 立木 洋君 浩穂 外五百八十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。	第一三三五号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	紹介議員 八田ひろ子君 第一三三二号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願
第一三三六号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 大阪市平野区長吉六反一ノ四ノ一 紹介議員 富権 練三君 八 加藤節子 外五百八十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。	第一三三五号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 大阪市平野区長吉六反一ノ四ノ一 紹介議員 富権 練三君 八 加藤節子 外五百八十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。
第一三三七号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 大阪市阿倍野区相生通二ノ八ノ一 紹介議員 西山登紀子君 九 原妙子 外五百八十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。	第一三三六号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 茨城県新治郡千代田町稻吉東四ノ一 五ノ一八 佐藤文雄 外五百八十 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。
第一三三八号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 群馬県伊勢崎市連取町一、三六四 紹介議員 須藤美也子君 名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。	第一三三九号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	紹介議員 筆坂 秀世君 四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。
第一三三九号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 ノ一二 真下久子 外五百八十四 紹介議員 橋本 敦君 三三 福田澄代 外五百八十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。	第一三三〇号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 茨城県新治郡千代田町稻吉東四ノ一 五ノ一八 佐藤文雄 外五百八十 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。
第一三三五号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 千葉県松戸市小金原八ノ一五ノ七 澤畑 正行 外五百八十四名 紹介議員 畑野 君枝君 一三 村志君 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。	第一三三六号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 大阪市旭区新森三ノ七ノ一三 田春美 外五百八十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。
第一三三六号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 京都市左京区一乗寺青城町三三 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。	第一三三七号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 阿部公子 外五百八十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。
第一三三七号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 大阪市西区川口四ノ八ノ五 万野 紹介議員 山下 芳生君 浩穂 外五百八十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。	第一三三八号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 阿部公子 外五百八十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。
第一三三八号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 大阪市西区川口四ノ八ノ五 万野 紹介議員 山下 芳生君 浩穂 外五百八十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。	第一三三九号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等に関する請願	請願者 阿部公子 外五百八十四名 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

請願者 東京都東村山市萩山町五ノ三ノ五 ノ四〇四 橋本利正 外五百八十 四名	紹介議員 吉岡 典君 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。
第一三四四号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び賠償の早急な実施等 に関する請願	紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第一一二一号と同じである。
請願者 大阪府八尾市南小阪合町五ノ九ノ二 飛田朝美 外六百四名	紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。
第一三九三号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願	紹介議員 円 より子君 この請願の趣旨は、第一一二一号と同じである。
請願者 香川県善通寺市上吉田町六ノ三ノ一 中村証一 外百六名	紹介議員 円 より子君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
第一三九四号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願	紹介議員 円 より子君 この請願の趣旨は、第一一二一號と同じである。
請願者 大迫格史 外八十二名	紹介議員 矢野滋子 外二十九名 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
紹介議員 大脇 雅子君 この請願の趣旨は、第一一二一號と同じである。	紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
第一三九五号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願	紹介議員 矢野滋子 外二十九名 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
請願者 鹿児島県指宿市十一町四三ノ二十三 ○ノ一〇一 平田弘子 外十四名	紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一一二〇五号と同じである。
紹介議員 大脇 雅子君 この請願の趣旨は、第一一二一號と同じである。	紹介議員 藤知規 外二百四名 建設省における男女共同参画社会形成に関する請願
第一三九六号 平成十二年十一月二十日受理 従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願	紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一一二〇五号と同じである。
請願者 東京都中野区江古田一ノ二五ノ一 三 深田博子 外百九十三名	紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
紹介議員 櫻井 充君 この請願の趣旨は、第一一二一號と同じである。	紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
第一三九七号 平成十二年十一月二十日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願	紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第一一二一號と同じである。
請願者 福島市花園町七ノ七 遠藤静子 外二十九名	紹介議員 円 より子君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
第一三九八号 平成十二年十一月二十日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願	紹介議員 円 より子君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
請願者 東京都港区赤坂八ノ一二ノ四二 矢野滋子 外二十九名	紹介議員 円 より子君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
第一三九九号 平成十二年十一月二十日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願	紹介議員 円 より子君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
請願者 広島県福山市向陽町一ノ二六ノ一 ○ノ一〇一 平田弘子 外十四名	紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一一二〇五号と同じである。
紹介議員 大脇 雅子君 この請願の趣旨は、第一一二一號と同じである。	紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一一二〇五号と同じである。
第一四〇〇号 平成十二年十一月二十日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願	紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
請願者 東京都杉並区高井戸西一ノ一八ノ一 八 阿蘇敏文 外九十四名	紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
紹介議員 櫻井 充君 この請願の趣旨は、第一一二一號と同じである。	紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
第一四〇一号 平成十二年十一月二十日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願	紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
請願者 東京都中野区上高田二ノ二三ノ二 ノ四〇六 井戸田恵子 外九十二 名	紹介議員 野俊夫 外二十九名 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
第一四〇二号 平成十二年十一月二十日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願	紹介議員 野俊夫 外二十九名 この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。
請願者 東京都千代田区神田須田町一ノ二 一 吉村ユリ 外二十九名	紹介議員 和田 洋子君 この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。
第一四〇三号 平成十二年十一月二十日受理 慰安婦問題に対する謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願	紹介議員 和田 洋子君 この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。
請願者 東京都大田区西蒲田七ノ二三ノ一 一 池永耐子 外九十八名	紹介議員 福島 瑞穂君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
第一四〇四号 平成十二年十一月二十日受理 慰安婦問題に対する謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願	紹介議員 福島 瑞穂君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
請願者 東京都千代田区神田須田町一ノ二 一 吉村ユリ 外二十九名	紹介議員 和田 洋子君 この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。
第一四〇五号 平成十二年十一月二十日受理 慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願	紹介議員 和田 洋子君 この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。
請願者 東京都中野区上高田二ノ二三ノ二 ノ四〇六 井戸田恵子 外九十二 名	紹介議員 福島 瑞穂君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
第一四〇六号 平成十二年十一月二十日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立法措置に関する請願	紹介議員 福島 瑞穂君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。
請願者 静岡県沼津市住吉町四ノ一四 佐 野俊夫 外二十九名	紹介議員 福島 瑞穂君 この請願の趣旨は、第一一二〇六号と同じである。

紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第一二〇六号と同じである。	請願者 神奈川県平塚市桜ヶ丘八ノ七 府 川清 外八十三名 紹介議員 奥石 東君 この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。
第一五四八号 平成十二年十一月二十一日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立 法措置に関する請願 請願者 秋田市南通みその町四ノ八二 宮 崎洋子 外三十名	第一五九五号 平成十二年十一月二十二日受理 從軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた めの法律の早期制定に関する請願 請願者 岐阜県恵那市大井町九八八ノ六 西尾恒男 外八十八名
紹介議員 円 より子君 この請願の趣旨は、第一二〇六号と同じである。	紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。
第一五四九号 平成十二年十一月二十一日受理 従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等 に関する請願 請願者 兵庫県宝塚市野上四ノ二一ノ八 佐々木幸雄 外七百三十九名	第一五六六号 平成十二年十一月二十二日受理 從軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた めの法律の早期制定に関する請願 請願者 東京都新宿区大久保二ノ一七ノ四 九 加藤登美子 外二百三名
紹介議員 福島 瑞穂君 この請願の趣旨は、第一二三二号と同じである。 この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。	紹介議員 前川 忠夫君 この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。
第一五八三号 平成十二年十一月二十一日受理 従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた めの法律の早期制定に関する請願 請願者 東京都墨田区中央町二ノ一四ノ六 久松治之 外八十六名	第一五九七号 平成十二年十一月二十二日受理 從軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた めの法律の早期制定に関する請願 請願者 東京都板橋区徳丸二ノ二八ノ九 大野浩 外九十二名
紹介議員 広中和歌子君 この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。	紹介議員 谷林 正昭君 この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。
第一五八四号 平成十二年十一月二十一日受理 従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた めの法律の早期制定に関する請願 請願者 三重県桑名市大字東方尾畠町一、 九五二ノ一二 則竹輝夫 外九十 七名	第一五六八号 平成十二年十一月二十二日受理 從軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた めの法律の早期制定に関する請願 請願者 千葉県柏市中原二ノ二ノ三三 奥 山恵 外百名
紹介議員 大森 礼子君 この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。	紹介議員 北澤 俊美君 この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。
第一五八五号 平成十二年十一月二十一日受理 従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた めの法律の早期制定に関する請願 請願者 第一回 総務委員会会議録第五号 平成十二年十一月三十日 【参議院】	第一五六九号 平成十二年十一月二十二日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立 法措置に関する請願 請願者 北海道小樽市桜二ノ一八ノ四一二 三木きみ子 外七十四名 紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。
第一五六〇〇号 平成十二年十一月二十二日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立 法措置に関する請願 請願者 静岡県焼津市大住七一七 鈴木省 吾 外八十八名	第一五六〇号 平成十二年十一月二十二日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立 法措置に関する請願 請願者 神戸市北区東大池二フ二一ノ八 藤原ヒロコ 外八十九名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。
第一五六六号 平成十二年十一月二十二日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立 法措置に関する請願 請願者 静岡県浜名郡雄踏町宇布見五、二 一〇 飯尾治利 外二十九名	第一五六七号 平成十二年十一月二十二日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立 法措置に関する請願 請願者 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一二〇六号と同じである。
第一五六七号 平成十二年十一月二十二日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立 法措置に関する請願 請願者 東京都足立区興野一ノ九ノ一 李 美和 外二十九名	第一五六九号 平成十二年十一月二十二日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立 法措置に関する請願 請願者 東京都足立区興野一ノ九ノ一 李 美和 外二十九名 紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第一二〇六号と同じである。
第一五六九号 平成十二年十一月二十二日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立 法措置に関する請願 請願者 上澤美男 外九十九名	第一五六九号 平成十二年十一月二十二日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立 法措置に関する請願 請願者 伊藤 基隆君 この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。
第一五六九号 平成十二年十一月二十二日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立 法措置に関する請願 請願者 横浜市神奈川区上反町一ノ八ノ八 李実花 外九十二名	第一五六九号 平成十二年十一月二十二日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立 法措置に関する請願 請願者 伊藤 基隆君 この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。
第一五六九号 平成十二年十一月二十二日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立 法措置に関する請願 請願者 横浜市神奈川区上反町一ノ八ノ八 李実花 外九十二名 紹介議員 伊藤 基隆君 この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。	第一五六九号 平成十二年十一月二十二日受理 慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立 法措置に関する請願 請願者 伊藤 基隆君 この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一七〇三号 平成十二年十一月二十四日受理
慰安婦問題についての戦後責任を果たすための立
法措置に関する請願

請願者 大阪府堺市東三国ヶ丘町三ノ三ノ
紹介議員 堂本 晓子君 六 島内佑次 外八十九名

この請願の趣旨は、第一二〇六号と同じである。

第一七三七号 平成十二年十一月二十四日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた
めの法律の早期制定に関する請願

請願者 栃木市城内町一ノ一〇ノ六 久野
直歩 外二百七十七名

紹介議員 竹村 泰子君 この請願の趣旨は、第一二二一号と同じである。

第一七三八号 平成十二年十一月二十四日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた
めの法律の早期制定に関する請願

請願者 長野県上田市大屋五二二ノ一一
田中純英 外百三名

紹介議員 伊藤 基隆君 この請願の趣旨は、第一二二一号と同じである。

第一七六二号 平成十二年十一月二十四日受理
建設省における男女共同参画社会形成に関する請
願

請願者 長野県塩尻市大門二ノ六ノ一五
日崎静子 外百九十九名

紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一七六三号 平成十二年十一月二十四日受理
建設省における男女共同参画社会形成に関する請
願

請願者 愛知県名古屋市天白区平針一ノ九
〇四 横山節子 外百九十九名

紹介議員 笹野 貞子君 この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一七七五号 平成十二年十一月二十四日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた
めの法律の早期制定に関する請願

請願者 東京都町田市金井七ノ一七ノ二〇
ノ三一三 吉元トキ子 外九十九名

紹介議員 江田 五月君 この請願の趣旨は、第一二二一号と同じである。

第一七七六号 平成十二年十一月二十四日受理
従軍慰安婦に対する謝罪及び補償の早急な実施等
に関する請願

請願者 埼玉県川口市本町二ノ四ノ二六
緑川ちか子 外百六十七名

紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一七七七号 平成十二年十一月二十四日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた
めの法律の早期制定に関する請願

請願者 長野県上田市大屋五二二ノ一一
田中純英 外百三名

紹介議員 伊藤 基隆君 この請願の趣旨は、第一二二一号と同じである。

第一七七八号 平成十二年十一月二十四日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた
めの法律の早期制定に関する請願

請願者 長野県上田市大屋五二二ノ一一
田中純英 外百三名

紹介議員 千葉 景子君 この請願の趣旨は、第一二二一号と同じである。

第一七七九号 平成十二年十一月二十四日受理
建設省における男女共同参画社会形成に関する請
願

請願者 愛知県名古屋市天白区平針一ノ九
〇四 横山節子 外百九十九名

紹介議員 笹野 貞子君 この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

平成十二年十二月六日印刷

平成十二年十二月七日発行

参議院事務局

印刷者
大蔵省印刷局